

住所の変更などをされる方へ 異動の届け出をお忘れなく！

3月は、就職や転勤、入学などで引っ越しをする方が多い時期です。住所の変更をする方や世帯の内容に変更が生じる方は、住民票の異動の届け出が必要です。

住民票は住んでいるところを証明し、保険・年金・医療などの行政サービスの基礎となる大切なものですので、忘れずに異動の届け出をしてください。

●届け出の種類

	種類	届け出の期間
転出届	町外へ引っ越すとき	転出予定日の14日前から引っ越し後14日以内
転入届	他の市町村から引っ越したとき	前住所地の市区町村長が発行した転出証明書、特例転入届の際は個人番号カードをお持ちの上、新しい住所に住み始めてから14日以内
転居届	町内で住所を移したとき	新しい住所に住み始めてから14日以内
世帯変更届	世帯主の変更や、世帯が合併・分離したとき	世帯に変更があった日から14日以内

●本人確認書類をお持ちください

本人になりすました第三者による虚偽の届け出を防止するため、本人確認を行っています。

届け出に来られる方は、次の本人確認書類をお持ちください。

1点の提示で足りるもの	個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、国または地方公共団体が発行した写真付き身分証など
2点以上の提示が必要なもの	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療受給者証、年金手帳、年金証書など

●代理による届け出は委任状が必要です

代理の方が届け出に来られる場合は、依頼を受けたことを確認するための委任状が必要です。

●その他

- ・本人・代理人を問わず、届け出に来られる方の印鑑をお持ちください。
- ・外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を、住民基本台帳カード・個人番号カードの交付を受けている方は、住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちください。
- ・住民票の異動に伴い、保険・年金・医療などの手続きが必要となる場合もあります。手続きの内容により、必要な書類などが異なりますので、あらかじめお確かめの上お越しください。

※例年3月中旬以降は窓口が大変混み合い、長い時間お待ちいただくこともございますので、時間に余裕をもってお越しください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174